

事務連絡
令和3年6月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第213号）が告示されたことに伴い、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、下記の改正概要等についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬エタボキサム、動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール、農薬チオキサザフェン並びに農薬フェンブコナゾールについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと

本件のお問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
獣医事担当：山本
TEL 03-3475-1601
E-mail yamamoto@nichiju.or.jp

事 務 連 絡

令和3年6月1日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

今般、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官より、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年5月27日厚生労働省告示第213号）の公布について、別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。

生食発0527第1号
令和3年5月27日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第213号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬エタボキサム、動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール、農薬チオキサザフェン並びに農薬フェンブコナゾールについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
エタボキサム	ぶどう
オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール	牛の食用部分、豚の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
フェンブコナゾール	てんさい、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するエタボキサムとは、エタボキサムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールとは、オクスフェンダゾールスルホン、オクスフェンダゾールをオクスフェンダゾールスルホンに換算したもの及びフェンベンダゾールをオクスフェンダゾールスルホンに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、オクスフェンダゾールスルホン、オクスフェンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したもの、フェバンテルをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したもの及びフェンベンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したものの総和であること。
- (4) 「七面鳥の筋肉」及び「その他の家きん（七面鳥を除く。）の筋肉」に設定されているオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家

- きんの筋肉」として残留基準値を設定すること。
- (5) 「七面鳥の肝臓」及び「その他の家きん（七面鳥を除く。）の肝臓」に設定されているオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの肝臓」として残留基準値を設定すること。
 - (6) 今回残留基準値を設定するチオキサザフェンとは、チオキサザフェン及び代謝物TX2【ベンズアミジン】をチオキサザフェンに換算したものの和とすること。
 - (7) 今回残留基準値を設定するフェンブコナゾールとは、フェンブコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬エタボキサムに係る適用拡大のための変更登録並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品フェバンテルに係る承認事項の変更が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬エタボキサム（殺菌剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
はくさい	2	2
キャベツ	○ 4	
ブロッコリー	○ 9	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 25	
トマト	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
ぶどう	● 8	10

動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール
（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	● 0.5	3
豚の食用部分	● 0.5	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.5	3
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.03	0.03
七面鳥の筋肉		2
その他の家きん（七面鳥を除く。）の筋肉		0.03
その他の家きんの筋肉	2	

別添

動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール
(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	2	2
七面鳥の肝臓		6
その他の家きん(七面鳥を除く。)の肝臓		2
その他の家きんの肝臓	6	
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.01	
魚介類(ふぐ目魚類に限る。)	0.05	0.05

農薬チオキサザフェン(殺線虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	○ 0.02	
大豆	○ 0.04	
綿実	○ 0.02	
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.03	
豚の脂肪	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.03	
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	○ 0.03	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分	○ 0.03	
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	

農薬チオキサザフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

農薬フェンブコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
ライ麦	0.1	0.1
大豆	0.2	0.2
らっかせい	0.1	0.1
てんさい	● 0.4	0.5
たまねぎ	0.05	0.05
ピーマン	0.6	0.6
その他のなす科野菜	0.6	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
しろうり	○ 0.2	
メロン類果実	0.2	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	0.2
まくわうり	0.2	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2	0.2
みかん	1	1
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1

農薬フェンブコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

脚注

※○：令和3年5月27日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年5月27日適用（基準値を引き下げる品目）

・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

別添

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。